

平成 27 年度第 1 回食品衛生推進会議 議事録

日時:平成 27 年 4 月 22 日(水)

会場:新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

<p>1 開会 衛生課長</p>	<p>ただいまより、平成 27 年度新宿区食品衛生推進員委嘱式を始めさせていただきます。 本日の司会を務めさせていただきます衛生課長の吉井と申します。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 委嘱式 衛生課長</p>	<p>委嘱式に先立ちまして、保健所長の高橋よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>(1)保健所長挨拶</p>	<p><保 健 所 長 挨 拶></p>
<p>(2)推進員紹介 衛生課長</p>	<p>新宿区では、社会的信望があり、かつ食品衛生の向上に熱意と識見を有する方を「食品衛生推進員」として委嘱し、飲食店営業等の自主管理の推進及び区が行う食品の安全確保事業の推進にご協力いただいています。今回は、皆様方 12 名を 2 年の任期で「新宿区食品衛生推進員」として委嘱させていただきます。</p> <p>【新宿区食品衛生推進員設置要綱第 4 条の 1 に基づき食品衛生協会よりご推薦頂いた方々】 新宿区食品衛生協会 会長 松川 英夫 様 同 常任理事 浪花 賢 様 同 副会長 石毛 政人 様 同 副会長 小坂 勝美 様 同 副会長 唐沢 吉治 様 同 常任理事 香山 悟 様</p> <p>【同要綱第 4 条の 2 に基づき選出された学識経験者の方々】 東京新宿メデイカルセンター 栄養管理室長 小川 晶子 様 シダックス(株) 品質管理・アレルギー対策室 主任 後藤 登代子 様 (株)小田急百貨店 品質管理担当 統括マネージャー 三宅 尚子 様 (株)ホテル小田急 総務部 食品衛生ご担当 奥住 嘉朗 様 (株)人形町今半フーズプラント 衛生管理室 室長 飯田 信行 様 (株)三越伊勢丹ギフト・ソリューションズ 営業部品質管理ご担当 永野 真由美 様</p>
<p>(3)委嘱状交付 衛生課長</p>	<p>それでは、保健所長より委嘱状の交付をいたします。 保健所長が皆様のところに参りますので、そのままお席でお待ち下さい。</p>
<p>保健所長</p>	<p><委 嘱 状 の 交 付></p>
<p>3 推進会議 衛生課長</p>	<p>続きまして、ただいまより、平成 27 年度第 1 回新宿区食品衛生推進会議を開催いたします。 議題に入ります前に推進員の皆様の出欠状況についてご報告いたします。 本日は、小坂推進員、浪花推進員、石毛推進員の 3 名がご欠席ですが、半数以上の 9 名の推進員の皆様にご出席をいただいておりますので、「新宿区食品衛生推進会議設置要領」第 6 条により、本会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。 続いて、事務局職員の紹介をいたします。 食品保健係長 小野です。食品監視第一係長 豊田です。食品監視第二係長 上杉です。 よろしくお願いいたします。 また、同要領第 8 条に基づき、本会議の概要については、会議録として新宿区ホームページ上で</p>

平成 27 年度第 1 回食品衛生推進会議 議事録

日時:平成 27 年 4 月 22 日(水)

会場:新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

	公開いたします。ご発言の中で非公開を希望される場合は、ご発言の前にその旨をお伝えください。
(1) 座長選出	
衛生課長	それでは議題に入ります。今回は任期初回の推進会議となりますので、まず、新宿区食品衛生推進会議設置要領第 4 に基づき、座長及び副座長の選出をいたします。 座長・副座長の選出は、要領に基づき推進員の皆様が互選することになっております。どなたか、推薦していただける方はいらっしゃいますでしょうか。
三宅推進員	座長には、経験が豊富で長年食品衛生協会の役職を務められている新宿区食品衛生協会の松川会長を推薦したいと思います。また、副座長には、浪花推進員を推薦したいと思います。
衛生課長	ただいま、座長には 松川推進員、副座長には 浪花推進員を、という推薦のお声がかかりました。皆様、いかがでしょうか。
他の推進員	「異議なし」
衛生課長	それでは、皆様の拍手でご承認を頂きたいと思います。 <拍手> では、松川推進員は、お手数ですが座長席の方へお移り下さい。
衛生課長	以後の進行につきましては、松川座長にお願いいたします。 座長、よろしく願いいたします。
座長	それでは、ここからの議事進行は、私、松川が務めさせていただきます。 任期の 2 年間、推進会議の円滑な進行に皆様ご協力くださいますようお願い申し上げます。
(2) 自己紹介	
座長	それでは、次に移ります。 今回、唐沢様、香山様、奥住様の 3 名を新たに推進員に迎え、新しい任期となりましたので、皆様方から自己紹介をしていただきたいと思います。お名前、勤務先、職務内容について、簡単にお一人 1、2 分程度でお願いします。各職場での、食品衛生への取り組みについては後で議題として設けますので、簡単な自己紹介で結構です。よろしく願いいたします。 < 全員が自己紹介 > ありがとうございました。任期の 2 年間、よろしく願いします。
(3) オブザーバー挨拶	
座長	また、本日は、オブザーバーとして、東京食品新宿総合事務所の熱田所長にお越しいただいております。それでは、熱田所長より一言ご挨拶をお願いいたします。
食協事務所 所長ご挨拶	< 新宿総合事務所長 ご挨拶 >
座長	熱田所長、ありがとうございました。
(4) 議事	
座長	【(4) 議事 ① 食品衛生推進員制度の概要および活動計画について】 それでは、議事に移ります。初めに、食品衛生推進員制度およびその活動計画について、衛生課長より推進員の皆様へ説明をお願いいたします。

平成 27 年度第 1 回食品衛生推進会議 議事録

日時：平成 27 年 4 月 22 日(水)

会場：新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

衛生課長	<p>ご説明の前に、本日配布した資料の確認をお願いいたします。お手元の資料をご確認ください。配布いたしました資料は、資料 1 から資料 3 でございます。</p> <p>○配布資料</p> <p>【資料 1】新宿区食品衛生推進員制度の概要</p> <p>①新宿区食品衛生推進員設置要綱</p> <p>②新宿区食品衛生推進員設置要綱施行基準</p> <p>③新宿区食品衛生推進会議設置要領</p> <p>【資料 2】平成 27 年度 新宿区食品衛生推進員活動計画</p> <p>【資料 3】新宿区食品衛生監視指導計画</p> <p>①平成 26 年度 監視指導結果</p> <p>②平成 27 年度 監視指導計画</p> <p>③平成 27 年度 意見要旨と区の考え方</p> <p>それでは、初めに新宿区食品衛生推進員制度について説明いたします。【資料 1】をご覧ください。食品衛生推進員制度の概要は【資料 1】にある通りです。</p> <p>推進員の主な職務は、「飲食店営業者への助言等の支援」及び「保健所事業への協力」です。皆様には、今後、推進会議や推進員講習会への参加や保健所の普及啓発事業へのご協力をお願いしてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>続いて、今年度の推進員活動計画について、ご説明いたします。【資料 2】をご覧ください。</p> <p>今年度皆様をお願いしたい活動は表の通りです。特に、◎印の推進会議と推進員講習会につきましては、極力ご出席をお願いいたします。以上、ご協力の程よろしくをお願いいたします。</p>
座長	<p>では、ただ今、衛生課長から説明していただいた【資料 2】「平成 27 年度食品衛生推進員活動計画」の内容に基づいて活動し、積極的に保健所事業への協力を行っていきたくと思います。</p>
(4) ②監視計画	<p>【(4) 議事 ② 新宿区食品衛生監視指導計画について】</p>
座長	<p>では、次の議事「食品衛生監視指導計画」に移らせていただきます。</p> <p>本推進員会議では、新宿区の食品衛生監視指導計画について皆様方よりご意見をいただいております。</p> <p>昨年度の推進会議での意見を踏まえて策定されました今年度の監視指導計画について、衛生課長よりご説明をお願いいたします。</p>
衛生課長	<p>【資料 3—①】平成 26 年度新宿区監視指導計画 実施結果 の説明</p> <p>それでは、昨年度の監視指導計画の実施結果についてご報告いたします。【資料 3—①】をご覧ください。</p> <p>食品衛生法第 24 条の規定により、保健所を設置する自治体は、毎年度、重点的に実施する事業等を定めた食品衛生監視指導計画を策定することが義務づけられています。</p> <p>そこで、平成 26 年度においても、保健所が重点的に実施する監視指導事業等を定め、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、計画的、効率的かつ効果的な監視指導を実施するとともに、区民や食品等事業者と、食品の安全性に関する情報提供や意見交換を行いました。</p> <p>1 立入及び監視指導結果の結果</p> <p>食中毒が発生した場合、重篤な健康被害が生じやすい学校、保育園、高齢者福祉施設、食中毒発生リスクの高い業種、大規模飲食店、製造業・販売業などに対し、食中毒多発期及び年末年始の食品大量流通期を中心に立入検査を行いました。</p> <p>26 年度の年間立入件数は 16, 115 件でした。各許可業種ごとの監視指導件数は、表 1—①か</p>

平成 27 年度第 1 回食品衛生推進会議 議事録

日時：平成 27 年 4 月 22 日(水)

会場：新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

	<p>ら⑤のとおりです。</p> <p>2 収去検査・現場簡易検査の結果</p> <p>表 2-①が収去検査の結果です。区内飲食店、食品製造業、販売業などから、弁当・そうざい・菓子などを収去し検査しました。収去総数は 1、322 検体で、細菌検査（一般細菌数、大腸菌群数、食中毒原因菌など）963 検体、及び理化学検査（保存料、着色料など）359 検体について検査しました。そのうち、輸入食品は、158 検体を検査しました。検査結果が不良であった 67 検体については、不良原因を追究し、再検査を行うなど監視指導を強化しました。</p> <p>表 2-②は、現場簡易検査（スタンプ検査）の結果です。昨年度は、3849 検体の検査を行いました、内訳は、手指 1、324 件、まな板 541 件、冷蔵庫 633 検体、器具類 1058 件でした。不良施設については、監視指導を強化しました。</p> <p>3 衛生教育の結果</p> <p>表 3-①は、講習会実施結果です。昨年度は 65 件、3、297 名に対して講習会を実施しました。そのうち、対象者別の講習会の内訳は 3-①のとおりです。昨年は、カンピロバクターによる食中毒が多発したため、カンピロバクター食中毒の予防について、例年以上に普及啓発事業を実施しました。</p> <p>4 不利益処分（食中毒・違反食品）</p> <p>食中毒の発生時など、緊急な安全確保が必要とされる場合は、営業停止命令又は施設改善命令などの不利益処分を行いました。違反の公表状況は表 4-①のとおりです。食中毒が 11 件で、違反食品の販売禁止命令は 0 件でした。食中毒は、カンピロバクターによる食中毒が 6 件、ノロウイルスによるものが 3 件ありました。</p> <p>5 自主回収報告</p> <p>食品等事業者が自らが不良食品等の回収を行う場合、東京都食品安全条例の自主回収報告制度に基づき、届出をしていただきます。届出の際は違反事実を確認し、当該品が速やかに回収されるよう、また再発防止のため原因究明を行うよう指導しています。昨年度は、表 5 のとおり、10 件の自主回収届出がありました。</p> <p>6 苦情発生状況</p> <p>昨年度の区民等から寄せられる食品に関わる苦情総数は、241 件でした。その内訳は、腹痛・下痢などの身体の異常を訴えた苦情が 78 件と最も多く、続いて、異物の混入が 38 件、取扱いの不良が 36 件でした。これらの苦情に対して、迅速かつ的確に原因施設を調査し、当該事業者へ改善指導と再発防止の徹底を指導しました。</p> <p>実施結果については、以上です。</p>
座長	<p>ありがとうございました。それでは、引き続き、平成 27 年度の監視指導計画についても、衛生課長からご説明お願いいたします。</p>
衛生課長	<p>【資料 3-②】平成 27 年度 新宿区監視指導計画の説明</p> <p>次に、今年度の監視指導計画について、概要をご説明いたします。策定にあたりましては、推進員の皆様からも貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。推進員の皆様には、3 月下旬にこの計画を郵送させていただきました。</p> <p>それでは、【資料 3-②】今年度の監視指導計画をご覧ください。</p> <p>今年度の計画の概要についてご説明いたします。</p> <p>1 計画の目的</p> <p>平成 27 年度に区が重点的に実施する監視指導事業を定め、効率的・効果的な監視指導を実施します。また、区民の皆さんや食品等事業者の方に食品の安全性に関する情報提供をすると共に、情報や意見の交換を行うことで食の安全を確保していきます。</p>

平成 27 年度第 1 回食品衛生推進会議 議事録

日時:平成 27 年 4 月 22 日(水)

会場:新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

	<p>2 重点的に監視指導を行う事業 本計画の 3, 4 ページ「6 重点的に監視指導を実施する事項」をご覧ください。26 年度において、重点的に監視指導を実施する事項は次の 3 点です。 (1) 食肉の生食、加熱不足による食中毒対策 昨年度に引き続き、27 年度も重点監視事業として設定しました。生食用牛肉や牛レバー等の規格基準の遵守状況についての監視指導を強化します。平成 26 年度に、生食肉提供施設のリストを作成しました。このリストに基づき、鶏肉等を生や加熱不十分な状態で提供する飲食店の監視指導を強化します。食肉や内臓類を生や加熱不足で食べると食中毒の危険性が高くなることについての普及啓発を致します。 (2) ノロウイルスによる食中毒対策 こちらも継続して重点監視事業としています。ここ数年ノロウイルスによる食中毒の患者数は都内の食中毒の発生要因の第 1 位を占めております。小児・高齢者等の抵抗力の弱い集団が利用する保育園、学校、高齢者福祉施設の監視指導を行います。また、従事者の健康管理等について、最新の知見を踏まえた指導啓発を実施いたします。 (3) 輸入食品の安全確保 これについても昨年度に引き続き、27 年度も重点監視事業としました。区内の流通状況、海外情報等を踏まえ、効率的に検査を実施いたします。検査の内容は、食品添加物、残留農薬、遺伝子組み換え食品等です。</p> <p>3 ご意見募集結果と計画策定の周知 本計画の素案段階で、広報 (1/25 号) 及びホームページにおいて、1 月 26 日から 2 月 13 日の 3 週間、区民等から本計画素案についての意見を募集したところ、1 名の方から 1 件のご意見をいただきました。ご意見とそれに対する区の考え方は【資料 3-③別紙】のとおりです。 策定した本計画につきましては、3 月 25 日から、広報しんじゅく (3 月 25 日号) とホームページにおいて周知するとともに、衛生課、広聴担当課及び区政情報センターの各窓口にて配布し、区民の皆様へ周知しております。 なお、来年度、平成 28 年度の計画案については、第 2 回推進員会議において、再度推進員の皆様方のご意見を反映して策定していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。</p>
座長	<p>ありがとうございました。 昨年度の監視指導結果および本年度の監視指導計画につきまして、何か、ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。</p>
飯田推進員	<p>昨年の現場簡易検査について、判定基準を教えてください。</p>
事務局	<p>寒天培地を用いた拭き取り検査を実施し、調理器具類については大腸菌群が 101 個以上で不良と判定しています。業種によっては、腸炎ビブリオの選択培地を用いて検査をすることもあります。</p>
座長	<p>では次の議題に進みます。 皆様は様々な分野で食品衛生に携わっていらっしゃいますので、ここで皆様から各職場で取り組んでいらっしゃる食品衛生の手法等について、お一人 5 分程度で情報提供いただきたいと思います。特にこの冬はインフルエンザやノロウイルスが流行し、皆様も対応にお忙しい日々を過ごされたことと思います。この冬にとったノロウイルス対応等についてもご発言いただければと思います。</p>
(4) ③情報提供	
小川推進員	<p>ノロウイルス患者は一年を通して発生するので、従業員の健康管理に気を付けています。体調管</p>

平成 27 年度第 1 回食品衛生推進会議 議事録

日時:平成 27 年 4 月 22 日(水)

会場:新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

	<p>理用のチェックリストに午前と午後の 2 回記入するようにより、生カキの喫食は禁止していません。</p> <p>また、毎月手洗いチェッカーを用いた手洗い検査も実施しており、特に新人は洗い残しが多いので、常に意識付けを行うようにしています。</p>
後藤推進員	<p>体調不良者は出勤させないよう徹底し、本社の管理部門の社員に対しても、ノロウイルス講習会を実施しています。清掃業者に対しても衛生教育を行い、トイレ等の消毒を適切に行っています。</p>
三宅推進員	<p>体調不良者は出勤せず、具合が悪くなったらすぐに帰宅するように徹底しています。</p> <p>従業員がノロウイルスに感染した場合、品質管理部門に連絡が来るようになっていますが、昨年はノロウイルス感染者が少なかったです。</p>
奥住推進員	<p>ノロウイルスについては、不顕性感染者もいることから、月 1 回の調理場巡回時に、手洗い手順の確認を行っています。また、年末年始の忙しい時期は、休みにくいと思う従業員が多いので、管理職が中心となって体調不良であることを申告しやすい職場づくりを行っています。</p> <p>清掃業者からは、嘔吐処理件数を毎月報告してもらいます。また、レストランで具合の悪そうなお客様に対しては、エチケット袋を配布し、嘔吐処理をスムーズに行えるようにしています。</p> <p>異物混入対策として、髪の毛の混入を防ぐために、コック帽の下にネットを被るようにしました。</p>
飯田推進員	<p>工場では、全従業員を対象に 7 カ月間、ノロウイルス検便を実施しますが、昨年は検出率が低かったです。陽性の方はお休みをして頂いて、復帰する際は、ノロウイルスの検査で陰性を確認します。ノロウイルスを持ち込まないということで、外から入る際は、入り口に備え付けてある手洗い器で、必ず手を良く洗い、消毒します。ノロウイルスについて、不顕性感染があること及び手洗いが重要であることは、従業員に浸透してきたように感じます。</p> <p>飲食店では、年 4 回の検便検査、及び毎月手のスタンプ検査を実施しています。手指検査では、黄色ブドウ球菌の数を確認しますが、適切な手洗いができているかを確認することで、ノロウイルス対策にもつながると思います。</p>
永野推進員	<p>従業員に対しては、朝礼でノロウイルスについて注意喚起を行っています。飲食店では、ノロウイルス対策として、トイレの蓋を閉めてから、水を流すようにしています。</p>
香山推進員	<p>まず、従業員の手洗いを徹底しています。調理場でも、各従業員の顔色を直接見て、体調不良者がいないかを確認しています。また、トイレのドアノブや蛇口等をこまめに消毒しています。</p>
唐沢推進員	<p>一般の方とお話していると、「新鮮な食品であれば食中毒にならない。」と誤解している方が多いように思います。ノロウイルスやカンピロバクター属菌など、少量感染菌についての普及啓発が必要だと思えます。</p>
座長	<p>新宿区食品衛生協会の組合員は、小規模で飲食店を営んでいる方が多く、最新の食品衛生情報の伝達が難しい状況です。私は新宿区食品衛生協会の会長として、組合員の皆様に周知していきたいと思っています。</p> <p>それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>皆様、長時間にわたりまして、会議の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。</p> <p>今年度の推進活動を、積極的な推進活動を展開していくことを確認いたしまして、本日の議事を終了したいと思います。では、マイクを衛生課長にお返しいたします。</p>

平成 27 年度第 1 回食品衛生推進会議 議事録

日時:平成 27 年 4 月 22 日(水)

会場:新宿区役所第二分庁舎分館 1 階会議室

衛生課長	皆様、長時間にわたり、貴重な情報提供を頂きまして、ありがとうございました。参考にさせていただきます。それでは、今後とも、皆様のご協力をお願い致しまして、本日の推進会議を終了させていただきます。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------